**子どもたちの輝く未来のために**

**要点編**

**～児童虐待防止のてびき～**

**もしかして…虐待？**

**一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告を！**

**早期発見**

**◇**子どもの何気ない仕草や言動などから普段の様子との違いを感じ取ることにより、児童虐待の早期発見に努めることが重要です。

◇その際、「児童虐待チェックシート」を活用しましょう。

◇教職員は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告しましょう。

〇報告を受けた管理職は速やかに、担当教員や養護教諭、ＳＣやＳＳＷなど関係職員を集め、それぞれが持つ情報を収集し、事実関係を整理します。

〇時系列に子どもの様子や対応の状況を記録しておきます。（子どもへの詳しい聞き取りは、通告後に市町村虐待対応担当課や児童相談所で対応します。）

〇以下の基準に従って、市町村虐待対応担当課もしくは児童相談所に通告します。その際、教育委員会にも連絡します。

**★要保護児童対策地域協議会(要対協)に台帳登録されている場合　→　市町村の要対協の主担当機関**

**★以下の①～④に該当する場合　→　児童相談所（危険性、緊急性が高いと思われる場合は警察にも通報します）**

**★通告の判断に迷った場合や以下の①～④以外の場合　→　市町村虐待対応担当課**

①明らかな外傷（打撲傷、痣〈内出血〉、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が

疑われる場合

②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）があると疑われる場合

③性的虐待が疑われる場合

④子どもが家に帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護･救済を求める場合）

○通告は義務であり、守秘義務違反に当たりません。確証がなくても通告します。

（誤りであったとしても責任は問われません）

○虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関です。（「疑い」は必ず通告）

○保護者との関係よりも子どもの安全､安心と健全育成を優先します。

○

通告の第一報は電話でかまいません。その後、通告書（別添様式）を用いて通告するとともに、教育委員会等学校設置者にも通告書を送付します。児童相談所等は通告から数時間で一時保護に係る一連の手続きをとる場合もあるため、速やかに通告します。**特に、上記①～④の場合、帰宅させることは、子どもに危険が及ぶ恐れがあるため、児童生徒が在校している時間帯での通告が必要です。**



**○市町村虐待対応担当課＜虐待通告専用電話＞**

**○○○－○○○－○○○○**

↑各学校であらかじめ市町村の虐待通告専用電話を確認して記入してください。

**いちはやく**

**○大阪府内の児童相談所(子ども家庭センター等)**

**児童相談所全国共通ダイヤル**

**１８９**

©2014大阪府もずやん

※発信した電話の市内局番等から当該地域が特定され、管轄の児童相談所に電話が転送されます。

１

**通告をためらわず子どもの安全を最優先に！**-保護者への対応ポイント-

**通告**

**◇虐待の疑いがあった場合、通告前に保護者に連絡する必要はありません。**

**◇**通告後に予想される事態と対応方法について、市町村虐待対応担当課や児童相談所と協議しておきます。その中で、保護者からの抗議等に対して、誰が、どのような説明を行うか具体的に決めておきます。

**◇**保護者からの問い合わせや要求に対しては、管理職を含めた複数の教職員等で対応することや、即座に教育委員会等に連絡を入れること、警察も含めた関係機関と情報共有し連携し、組織的に対応します。

**＜保護者対応 Ｑ＆Ａ＞**

Ｑ：通告後に、保護者から学校等に対し、「学校が言い付けた」等と抗議があった場合はどうすればよいですか？

Ａ：「虐待が疑われる場合には、通告は法律で義務づけられていて、学校に選択の余地はない」旨を明確に

回答します。

Ｑ：児童相談所が一時保護を行ったことについて、保護者から学校に抗議があった場合はどうすればよいですか？

Ａ：「一時保護は児童相談所の判断で行われるものであり、学校の決定によるものではない」など、一時保護は

児童相談所の権限や責任で行われたことを明確に回答します。

**⇒通告後、一時保護する等の対応については､市町村虐待対応担当課や児童相談所が総合的に判断･決定します。**

**虐待種別ごとの特徴と必要な対応**

**理解と認識**

・子どもの傷や痣を発見した際、傷や痣のことを子どもに聞いた時に、どんな反応をするか、第一声でどう説明するか注意深く見る。また、日付と時刻入りで、正確に発言内容や様子を記録する。

・傷や痣は写真撮影する。傷等の部位とその部位を含んだ全体を撮影する。

1. **身体的虐待**

子どもの身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

・通告を躊躇しない。

・子どもに話を聞く際に、教員が驚く等の態度を表すと､本人が前言を否定し続けることもあるため､子どもの話を全面的に受けとめ、迅速に通告すること｡また、対応する教員の性別等を本人の希望に沿うように配慮する。

**②性的虐待**

子どもにわいせつな行為をすること、又は子どもにわいせつな行為をさせたり見せたりすること。



・子どもの状況や発言、保護者とのやりとり、家の様子、学校が保護者にどう指導してきたか等を、日時とともに具体的に記録する。

**③ネグレクト**

子どもの心身の発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他、保護者としての監護を著しく怠ること。また、保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること。

©2014大阪府もずやん

・心理的虐待による子どもに与える影響は、一つの兆候だけで判断するのは難しく､学校での日々の様子や変化等､継続的に捉えることが必要｡面前ＤＶが増加しているが、表面上､深刻さはわかりにくい。少しでも気になる状況があれば､市町村虐待対応担当課や児童相談所に相談する。

**④心理的虐待**

子どもに対する暴言又は拒絶的な対応、家庭内における配偶者等への暴力を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

・子どもがアルバイトなどで得た収入を保護者が取り上げて保護者の遊興に使うなどの行為が該当。気になる状況があれば､市町村虐待対応担当課や児童相談所に相談する。

**⑤経済的虐待**

保護者の管理に属しない子どもの財産を保護者が不当に処分すること。

２

**取扱注意**

**児童虐待チェックシート**

教職員は、虐待を早期発見するため、必要に応じて本シートを活用してください。

Ａ　子どもの様子

□　反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える

□　警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう

□　教職員等と目を合わせられない、また顔色を伺ったり、接触をさけようとしたりする

□　表情が乏しく受け答えが少ない、またボーっとしている、急に気力がなくなる

□　落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、すぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られたりする

□　大人に対して反抗的、暴言を吐く

□　他者とうまく関われず、友だちと遊べなかったり、孤立したりしがちである

□　担任の教員等を独占したがる、用がなくても近づくなど、過度のスキンシップを求める

□　必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする

□　繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える

□　自暴自棄な言動がある

□　深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す

□　保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする、また保護者といるとおどおどし落ち着かない

□　からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等

□　季節にそぐわない服装をしている、衣服が破れたり汚れたりしている

□　虫歯の治療が行われていない

□　食べ物への執着が強く、過度に食べる

□　極端な食欲不振が見られる

□　理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い、きょうだいの面倒を見るため欠席等がある

□　なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

□　年齢不相応な性的な興味関心・言動がある

Ｂ　保護者の様子

□　発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている

□　「かわいくない」「にくい」などの否定的な発言がある

□　子どもの発達等に無関心で、育児について拒否的な発言がある

□　子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、激しく叱ったり、ののしったりする

□　きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる

□　精神科への受診歴、相談歴がある、またアルコール依存や薬物の使用歴がある

□　子育てに関する強い不安がある

□　些細なことでも激しく怒る、被害者意識が強いなど感情や行動のコントロールができない

□　長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない

□　欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある

□　学校行事への不参加、連絡をとることが困難である

Ｃ　家族・家庭の状況

□　絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和があったりする

□　家中がゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている

□　理由のわからない頻繁な転居がある

□　近隣とのつきあいを拒否する

□　必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む

その他、気になること

＊　記載されている以外の家庭環境や経緯等を含めて、総合的に判断します。

３

**関係機関と連携し、継続的な対応を！**

**通告後**

**一時保護となった場合**

◇児童生徒の学習機会等の充実のため、一時保護中も児童相談所や一時保護所と連携します。

◇健康情報については、児童相談所の求めがあった場合には速やかに情報提供します。

◇一時保護中も、学校で専門家や関係機関とケース会議等を持ち、子どもが安心して学校環境に戻れるよう、学校で配慮すべきことや、一時保護解除後の支援について、対応プランを決定しておきます。

**在宅での支援となった場合　（一時保護解除後を含む）**

◇以下の「見守りポイントの例」を参考にしながら、気になる様子や不自然なことがあれば、市町村虐待対応担当課や児童相談所に相談します。

◇要対協において要保護児童として進行管理台帳に登録された児童生徒や、児童相談所が必要と認める児童生徒について、1か月に1回、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供が必要です。

◇**理由に関わらず、休業日を除き、引き続き7日欠席した場合は、速やかに市町村虐待対応担当課や児童相談所に情報提供します。**

**見守りポイントの例**

□外傷や内出血（あざ）がある。また病気やけがの手当てがされていない　　　□体重の減少がある

□服装や体の汚れ等、不潔な状況がある　　　□食事をしていない様子が見られる（給食をがつがつ食べる等）

●本児の言動に変化が見られる

□家に帰りたがらない　　　□親を恐れる　　　□自傷行為や乱暴、動物への虐待などがみられる

□ひどいかんしゃくをおこす　　□無表情や暗い表情をしている、ボーっとしている

□自宅に洗濯物が干されている等の居住実態がある、外出する等の子どもの活動が見られる

□家族に大きな変動（同居・別居・出産）があった　　　□親族や近隣から通報や連絡があった

**※要保護児童対策地域協議会（要対協）への参画**

　　市町村虐待対応担当課や児童相談所が、通告後や一時保護解除後に継続して子どもや家庭に関わっていく必要があると判断した場合、市町村虐待対応担当課等で協議のうえ、要対協の進行管理台帳に登録されます。学校も要対協の構成員の一つとして、定期的な会議等を通じて状況や課題を関係者とともに共有し、多面的な支援を継続的に実施することで児童生徒の最善の利益をめざします。

**※「要支援児童」への対応（児童福祉法　第21条の10の5、第25条の2）**

　　「要支援児童」とは、①育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を抱えた保護者の下で監護されている子ども　②養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子ども　等のことであり、要保護児童に移行することを未然に予防することが求められる支援対象です。要保護児童と同様に要対協での支援対象であり、児童虐待のハイリスク群としての対応が必要です。

大阪府　教育庁　市町村教育室　小中学校課

　　　　　　　　教育振興室　高等学校課・支援教育課

　　　　福祉部　子ども室　家庭支援課　　　　　　 令和元年１２月発行



４